障害福祉サービス利用の流れ

（市役所１４番窓口）

利用申請

区分認定が必要なサービス

居宅介護、生活介護、
短期入所、施設入所支援など

区分認定が必要ないサービス

就労移行支援、就労継続支援、
自立訓練など

医師意見書

市から医療機関へ依頼

認定調査

利用者の心身の状況について、
調査員が聞き取り調査を行います。

市町村審査会

審査会で障害支援区分の判定を
行います。

障害支援区分の認定

指定相談支援事業所の選定

※必要に応じて、基幹相談支援センターが調整

指定相談支援事業所に依頼

相談支援専門員と面接

相談支援専門員が利用者と面接し、アセスメントを行います。

**『障害福祉サービス等利用計画（案）』
作成してもらい、市へ提出**

サービス支給決定

市が支給決定を行い、受給者証を発行します。

サービス利用開始

障害福祉サービスの種類と対象者

（１）障害者総合支援法に基づくもの　※別途に定められた条件等ありますので、詳しくはお問い合わせください

		サービスの名称							
		サービス内容	障害支援区分						障害種別
障害福祉サービス	介護給付	**居宅介護（ホームヘルプ）**							
		自宅で入浴や排せつの介護、家事援助などを行います。　※支援の内容によっては区分２以上	①	②	③	④	⑤	⑥	身・知 精・難
		重度訪問介護							
		常時の介護が必要な重度の肢体不自由者や、知的・精神障がい者で、行動上著しい困難を有する人を対象に、入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動の支援等を総合的に行います。				④	⑤	⑥	身・知 精・難
		同行援護							
		視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援をします。	①	②	③	④	⑤	⑥	身・知 精・難
		行動援護							
		自己判断力が制限され危機回避が困難な人を対象に外出を支援します。			③	④	⑤	⑥	身・知 精・難
		重度障害者等包括支援							
		常時介護が必要で意思の疎通に著しい困難を伴う人であって、重度の肢体不自由者や、知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対し、介護やその他の障害福祉サービスを包括的に行います。						⑥	身・知 精・難
		生活介護							
		常時介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護等をしたり、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。 ※50 歳以上は区分２でも可		② ※	③	④	⑤	⑥	身・知 精・難
		療養介護							
		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で訓練機能や療養上の管理、看護、介護等を行います。					⑤	⑥	身・知 精・難

		短期入所（ショートステイ）							
		自宅で介護する人が病気の場合などに短期間（夜間含む）、施設に入所します。	①	②	③	④	⑤	⑥	身・知 精・難
		施設入所支援							
		施設入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。 ※50 歳以上は区分 3 でも可			③ ※	④	⑤	⑥	身・知 精・難
	訓練給付	**就労選択支援（令和 7 年 10 月～）**							
		就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった支援を行います。	障害支援区分に関わらず利用できます。 ※65 歳以降の新規利用は不可						身・知 精・難
		就労移行支援							
		企業等での一般就労を希望する人に、就労に必要な知識の習得および能力向上のための訓練を一定期間行います。	障害支援区分に関わらず利用できます。 ※65 歳以降の新規利用は不可						身・知 精・難
		就労継続支援 A 型							
		企業等での一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人を対象に働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。	障害支援区分に関わらず利用できます。 ※65 歳以降の新規利用は不可						身・知 精・難
		就労継続支援 B 型							
		雇用に基づく就労が困難な人を対象に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。	障害支援区分に関わらず利用できます。						身・知 精・難
		就労定着支援							
		企業等での就労の継続を図るため、必要な連絡調整や相談等の支援を行います。	障害支援区分に関わらず利用できます。						身・知 精・難
		自立生活援助							
		施設や病院から退所（退院）して地域で単身生活を始める人、同居している家族が障がいや疾病等のため支援が見込めない状況にある人が、自立した日常生活ができるよう、定期的な訪問や相談対応等必要な援助を行います。	障害支援区分に関わらず利用できます。						身・知 精・難
		自立訓練（機能訓練・生活訓練）							
		自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間必要な訓練や生活等に関する相談支援を行います。	障害支援区分に関わらず利用できます。						身・知 精・難

		地域移行支援		
		精神科病院等に入院している人などに、地域における生活へ戻るための相談・支援を行います。	障害支援区分に関わらず利用できます。	身・知 精・難
		地域定着支援		
		居宅において単身生活等をする人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等に相談や支援を行います。	障害支援区分に関わらず利用できます。	身・知 精・難
		共同生活援助		
		共同生活を行う住居で、必要に応じて入浴、排泄、食事等の介護や日常生活の相談援助を行います。	原則、障害支援区分に関わらず利用できます。 ※身体介護を希望する場合は必要です。	身・知 精・難

（2）児童福祉法に基づくもの

		サービスの名称	
		サービス内容	対象者
障害児福祉サービス	障害児通所支援事業	**児童発達支援**	
		療育のため、通所施設への通所を支援します。	成長や発達に遅れのある児童や身体の不自由な児童。
		放課後等デイサービス	
		放課後や長期休暇期間中に、生活訓練等を行う場を提供します。	成長や発達に遅れのある就学児童や身体の不自由な就学児童。
		保育所等訪問支援	
		施設を訪問して、療育のための専門的な支援等を行います。	保育所等に通っている、成長や発達に遅れのある児童や身体の不自由な児童。
		居宅訪問型児童発達支援	
		療育のため、居宅を訪問して発達支援を行います。	重度の障がい等により外出が困難な児童。

※障害児入所支援事業に関しては、都道府県の所管となります。詳しくは銚子児童相談所までお問合せください。

(連絡先)〒288-0813　銚子市台町2183　TEL 0479-23-0076 / FAX 0479-24-3231

旭市地域生活支援拠点事業利用者登録のご案内

1　「地域生活支援拠点事業」とは

障がいのある方の重度化、高齢化や、介護者の急な不在、親亡き後等を見据えて、 住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で支える提供体制（緊急時における相談支援や短期入所等を可能とする体制・施設や親元から共同生活や一人暮らしへの移行を支援する体制など）の整備を目的としています。

2 旭市地域生活支援拠点の整備方法

旭市では地域の社会資源（障害福祉サービス事業所等）や市が委託する委託業務事業所等、既存の機関を活用し、複数の機関が分担し機能を担う「面的整備型」で体制の整備を進めています。

【拠点の機能】

①相談
②緊急時の受け入れ・対応
③体験の機会・場の提供
④専門的人材の確保・養成
⑤地域の体制づくり

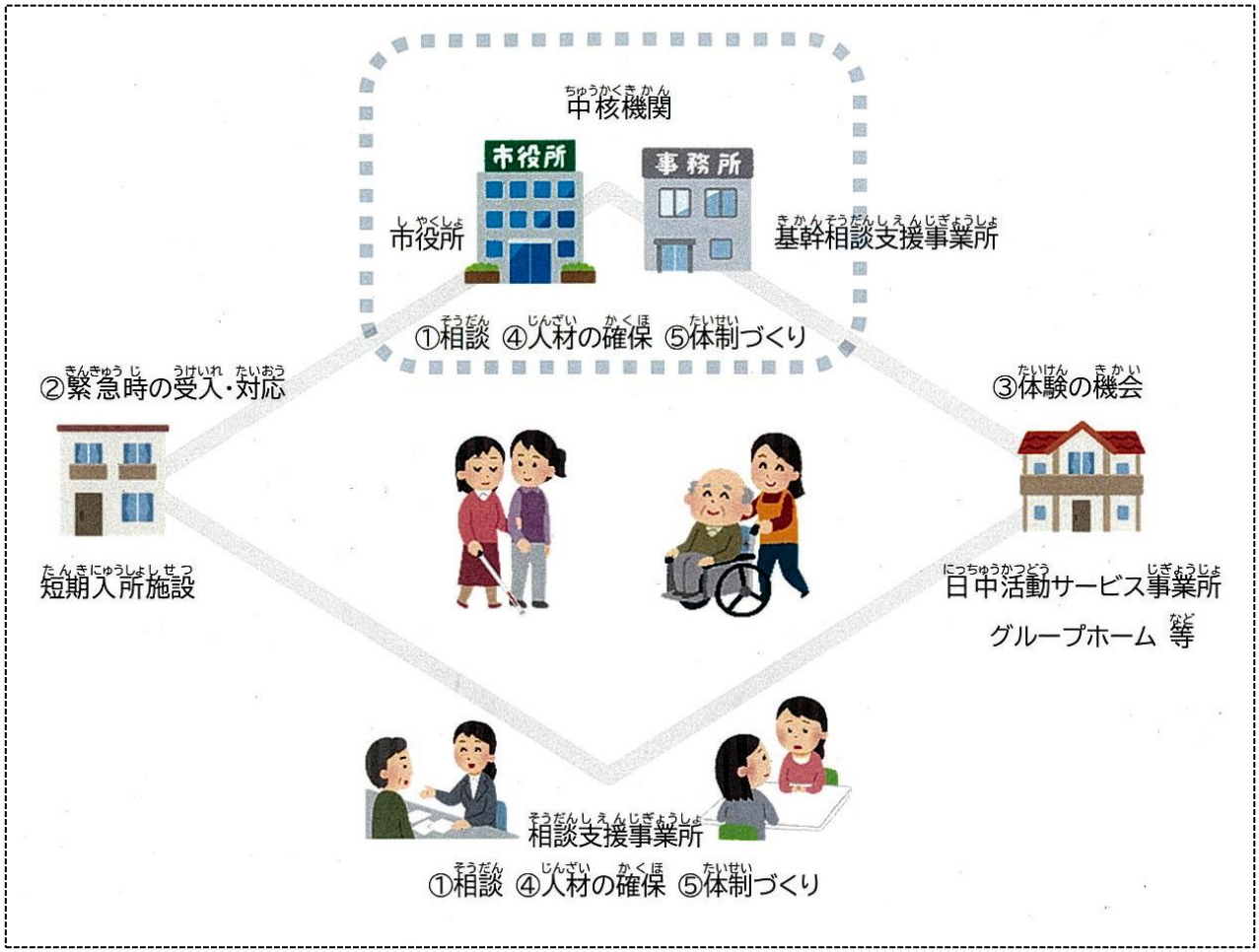

3 利用者登録について

緊急時等に支援が見込めない世帯において、ご家族等の急病や事故などやむを得ない理由により発生する緊急事態に備えるため、事前に情報を把握・登録したうえで、緊急事態があった場合に、登録情報に基づいて、関係機関と連携し、適切なサービス利用等へ円滑かつ迅速な対応をするため、利用者登録をお願いします。（すでに障害福祉サービスをご利用されている方は、登録の必要はありません。）

【対象者】

旭市にお住まいで、以下のいずれかに該当し、障害福祉サービスの利用をしていない方で、介護者の不在等の理由で地域での生活ができなくなるおそれがある方、緊急時の生活に不安をお持ちの方

①身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方
②自立支援医療（精神通院医療）をご利用されている方
③指定難病などの療養をされている方
④療育が必要な児童・生徒

【利用の流れ】 ❶→❷の順になります。

❶利用者登録

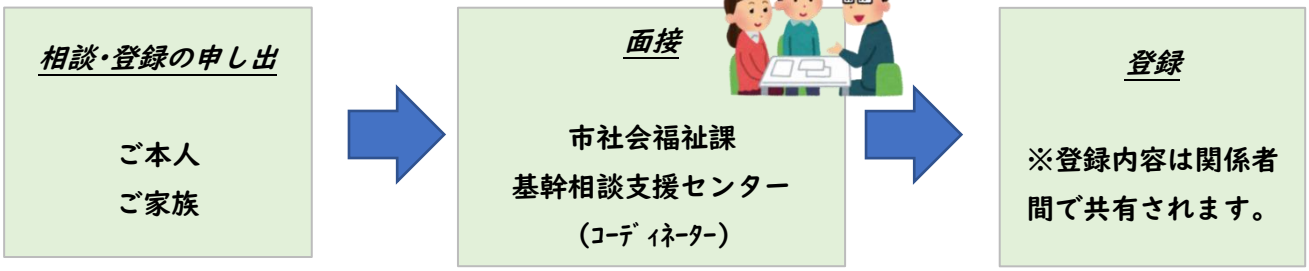

❷緊急時利用

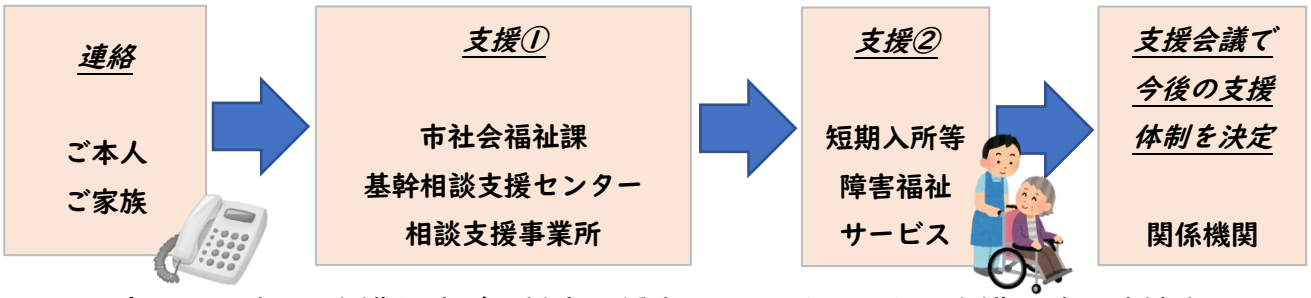

※ 65歳以上の方は、介護保険での対応が優先となります。ただし、介護保険が非該当となった場合は、障害福祉サービス等で対応します。

問い合わせ先

旭市社会福祉課障害福祉班	TEL 0479-62-5351
	FAX 0479-62-2170
旭市基幹相談支援センター	TEL 0479-60-2578
海匝ネットワーク	FAX 0479-60-2579

災害時要援護者登録制度について

【災害時要援護者登録制度とは】

市では、地震や風水害等の災害が発生した際に、自ら避難することが困難で、ご家族等の支援が困難な方を地域で支援し、安心安全に暮らすことができるようにするため、災害時要援護者台帳を作成しています。

災害時要援護者台帳の対象となる方で登録申請された方は、要援護者リストに登録されます。

要援護者リストは、地域と連携した災害時の迅速な支援を進めるため、避難支援関係者（民生委員、消防機関、社会福祉協議会、区や自治会など）に提供し、情報を共有します。

登録申請（情報提供に同意）することにより、近隣にお住いの支援者など（以下「地域支援者」という。）から災害時に避難を支援してくれる可能性が高まります。ただし、地域支援者自身の安全や家族の安全が前提となるため、必ず支援されることを約束するものではありません。

また、地域支援者が法的な責任や義務を負うものではありません。

なお、旭市地域防災計画において、この要援護者リストを災害対策基本法で規定する避難行動要支援者名簿※として位置づけていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※避難行動要支援者名簿（災害対策基本法第 49 条の 10）
災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握と支援を目的として、市町村での作成が義務付けられている名簿です。

【対象となる方】

（1）介護保険要介護認定者（要介護３以上）
（2）身体障がい者（1 級・2 級）
（3）知的障がい者（療育手帳 A 判定）
（4）精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳 1 級）
（5）医療費助成認定を受けている難病患者
（6）一人暮らしの高齢者（65 歳以上）
（7）高齢者のみの世帯（全員が 75 歳以上）
（8）上記に準じる状態にあるもの
※ 施設入所中の方は対象となりません。

【イメージ図】

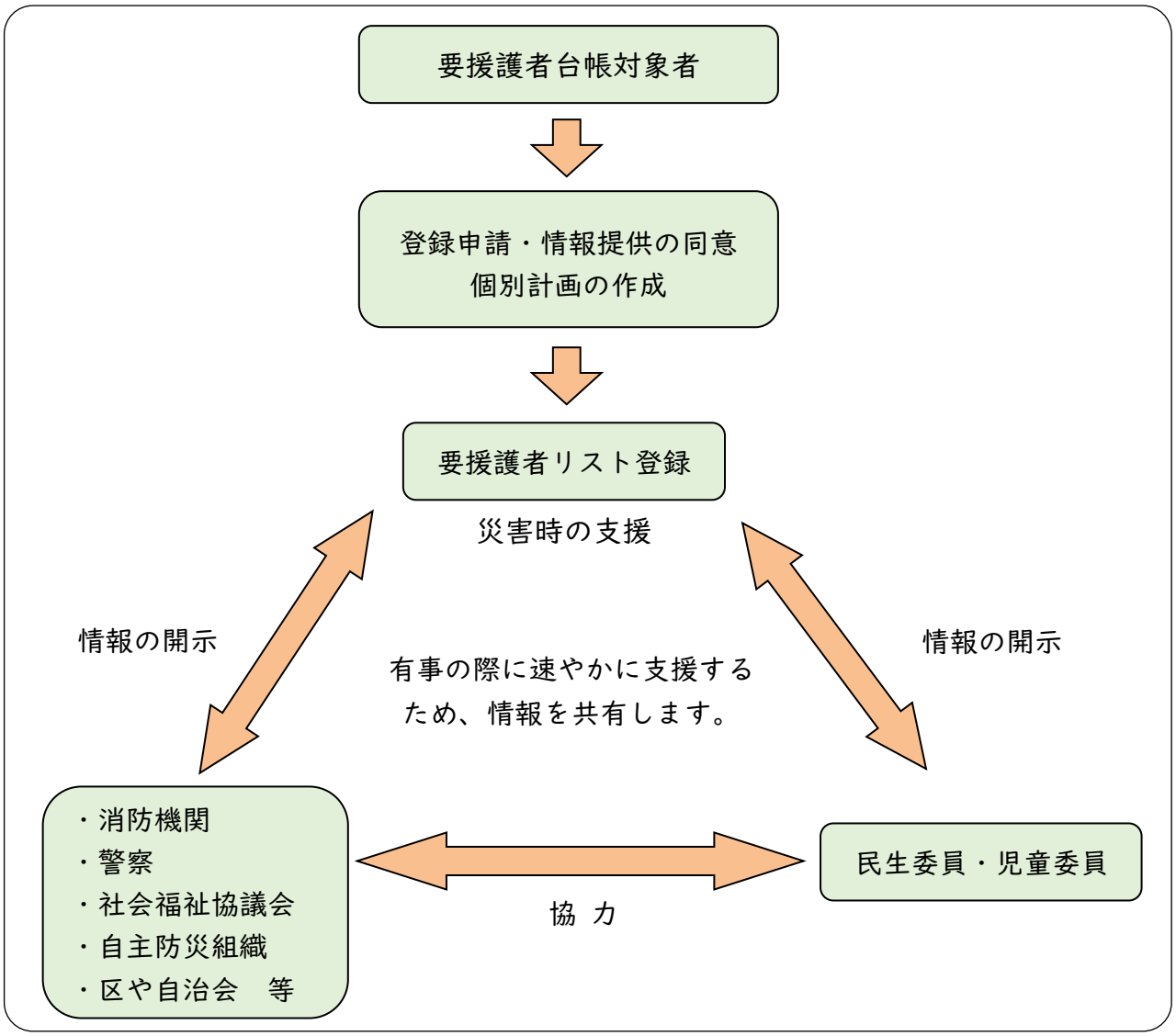

【申請方法】

登録をご希望される方は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

後日、申請書類等を送付いたしますので書類をご作成いただき、同封の返信用封筒にてご郵送ください。（切手は不要です。）

《お問い合わせ先》
旭市役所 総務課 地域安全班
電　話：０４７９－６２－５３１１
ＦＡＸ：０４７９－６３－４９４６

障害福祉サービスを利用するには

障害福祉サービス（介護給付・訓練給付）、障害児福祉サービス（障害児通所支援）をご利用になる方は「障害福祉サービス等利用計画」の作成が必要です。

サービス等利用計画ってなに？

サービス等利用計画は、障がい者の実際の生活や望む生活等のニーズを明らかにし、それを実現するために利用できるサービスや日常生活の過ごし方を本人と共に考えていくための計画です。

計画の作成料金は障害福祉サービス費からの支給となりますので、ご本人負担はありません。

だれが立てるの？

「障害福祉サービス等利用計画」を立てられるのは、指定相談支援事業所と本人（セルフプラン）です。

※ 指定相談支援事業所と障がい者本人が契約を結ぶことで、障害福祉サービス等利用計画（案）の作成・サービス事業者との調整、一定期間ごとのモニタリング（サービスが上手く利用できているか、生活上の支障はないか等の相談）を行ってもらえます。

※ 旭市では、セルフプランの適用はしておりません。指定相談支援事業所の作成した「障害福祉サービス等利用計画」のみとなります。

●旭市内の指定相談支援事業所は下表のとおりです。

50音順

No.	事業所名	対象	電話番号
1	あい支援センター	障がい児・障がい者（身体・知的）	0479（57）5076
2	地域生活支援センター友の家	障がい児・障がい者（身体・知的・精神）	0479（60）0608
3	ハピネス	障がい児・障がい者（身体・知的・精神）	0479（74）8733
4	ヒバリ相談支援事業所	障がい者（身体・知的・精神）	0479（75）4062
5	ふくろう相談支援	障がい児・障がい者（身体・知的・精神）	0479（55）1055
6	ロザリオ発達支援センター	障がい児（身体・知的・精神）	0479（60）0625